スタッフ向け「資格取得応援制度」について

ビッグアビリティでは、派遣就業中の皆さんの資格取得を応援する制度を開設いたします。

対象となる資格を「新たに受験・合格・申請いただいた方」には、「資格取得応援金 | 資格あたり一律 5,000円」をお渡しします。

社会人なら知っておきたい資格から始める!

- ・社会人なら誰でも備えておきたい基本知識
- ・企業の経理部門で働く必須スキル
- ・初めての資格学習として挑戦しやすい
- ➡日商簿記 https://www.kentei.ne.jp/bookkeeping
- → 秘書検定他 https://jitsumu-kentei.jp/HS/index

英語のスキルを身につける!

- ・英語の基礎構築ができる
- ・キャリアアップも可能
- ・英語ライフが充実

→ TOEIC https://www.iibc-global.org/toeic/test/lr/guideOl.html

パソコンスキルをUP!

- ・実務に活かせるパソコン知識
- ・仕事の達成とサポートに役立つ!
- ・仕事の成果が上がり、生産性も高まる

→MOS https://mos.odyssey-com.co.jp/index.html

➡ I Tパスポート試験 https://www3.jitec.ipa.go.jp/JitesCbt/index.html

顧客対応力を向上!

- ・お客様サービスのスキルをアピール
- ・就職活動時のスキル証明に効果的
- ・実践の現場で役立つ
 - ➡電話応対技能検定(もしもし検定) https://www.jtua.or.jp/education/moshimoshi/ →コンタクトセンター検定(コン検) https://www.conken.org/

■対象資格	
日商簿記	3級、2級、1級
秘書検定	3級、2級、準Ⅰ級、Ⅰ級
ビジネス文書検定	3級、2級、1級
ビジネス実務マナー検定	3級、2級、Ⅰ級
サービス接遇検定	3級、2級、準Ⅰ級、Ⅰ級
英語	TOEIC 600 点以上
パソコン	Word、Excel、PowerPoint、Access、Outlookの一般レベル及び上級レベル
IT 基礎知識	IT パスポート試験
電話応対技能検定	3級、2級、Ⅰ級、指導者級
コンタクトセンター検定	エントリー、オペレーター、スーパーバイザー、オペレーションマネジメント、
	コンタクトセンターアーキテクチャ

■応援金詳細

ビッグアビリティで派遣就業中に、対象資格をご自身の負担で新たに受験・合格・申請していただいた方には、I 資格あたり一律 5,000 円をお渡しします。

- ※初回取得時のみ対象となります。(更新や再取得等は対象外です。)
- ※申請期間は、合格後3か月以内です。

■申請の流れ

①取得した資格の受験票と合格証を添付のうえ、必要事項を入力いただき、 e メール送信してください。 必要事項:スタッフナンバー、氏名、就業先企業名、資格取得応援制度を知ったきっかけ*、

取得資格を目指した経緯**
* 例:BTOS のお知らせ欄、営業担当からの情報。

11月・日ナの中なには間がたいが、コナルコ、プナロゼルナ

**例:現在の実務には関係ないが、スキルアップを目指したいため。

送信メールアドレス: <u>shikaku@bigability.co.jp</u> 件 名: 資格取得申請/スタッフナンバー、苗字

※受験票と合格証の画像には、パスワードをかけた状態で添付し、送信してください。あわせてパスワードも別送をお願いします。

※パスワードをかける際は、ファイルの拡張子を「pages」形式ではなく「PDF」形式でお願いいたします。 ※事前に【個人情報の利用目的・取り扱いについて】をご確認いただき、同意のうえメールをお送りください。

- ②申請内容をビッグアビリティスタッフィング企画部 業務推進グループで確認後、申請受付確認メールをお送りします。
- ③申請を受理した翌月20日に給与口座へお振込み
 - ※支給日が休日または金融機関休業日となった場合は、その前営業日に支給いたします。 給与明細書の【手当欄】に合計金額のみ記載されます。

■注意事項

- ・本制度は、受験日及び申請日に、株式会社ビッグアビリティから派遣就業中の方が対象となります。
- ・新たに受験、合格、申請いただいた資格が対象です。
- ・申請受付は、合格後3か月以内です。
- ・本制度は、都合により予告なく終了する場合があります。
- ・申請には、受験票と合格証の画像が必要です。受験票が発行されない場合、申込時の確認メール等がご ざいましたら、その写しを受験票の代わりに添付していただくことで申請受付は可能です。新たに合格 された MOS 資格を申請する場合、紙の合格証の代わりにデジタル認定証でも申請は可能です。
- ・万一、申請に不備があった場合には申請を受け付けることができず、対象外となります。
- ・お電話での申請受付をしておりません。受験票と合格証の確認が必要なため、メールでの申請のみ の受付となります。
- ・資格取得者であるご本人より申請があった場合のみ受け付けます。当社の営業担当・アシスタントから代理で申請はできません。
- ・応援金は、申請受理月の翌月 20 日に給与口座にお振込みいたします。支給日が休日または金融機関休業日となった場合は、その前営業日に支給いたします。
- ・応援金は、給与所得扱いで所得税を控除させていただきます。
- ・本制度は株式会社ビッグアビリティによる提供です。本制度についてのお問い合わせは、各資格の 主催者ではお受けしておりません。
- ・本制度へのお問い合わせは、ビッグアビリティ スタッフィング企画部 業務推進グループまでお願いいたします。

■雇用保険「教育訓練給付制度」のご紹介 (厚生労働省ホームページより、抜粋)

教育訓練給付制度とは、働く方々の主体的な能力開発やキャリア形成を支援し、雇用の安定と就職の 促進を図ることを目的として、厚生労働大臣が指定する教育訓練を修了した際に、受講費用の一部が 支給されるものです。

教育訓練給付の支給を受けたい方へ

一定の受給要件を満たす方が、厚生労働大臣の指定を受けた教育訓練を受講・修了した場合に、その 費用の一部が教育訓練給付金として支給されます。

概要については、以下をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000800408.pdf

教育訓練の種類

給付金の対象となる教育訓練は、そのレベル等に応じて、専門実践教育訓練、特定一般教育訓練、一般教育訓練の3種類があります。

◎専門実践教育訓練

- ・特に労働者の中長期的キャリア形成に資する教育訓練が対象となります。
- ・受講費用の 50% (年間上限 40 万円) が訓練受講中 6 か月ごとに支給されます。
- ・資格取得等をし、かつ訓練修了後 | 年以内に雇用保険の被保険者として雇用された場合は、受講費用の 20% (年間上限 16 万円) が追加で支給されます。
- ・失業状態にある方が初めて専門実践教育訓練(通信制、夜間制を除く)を受講する場合、受講開始 時に45歳未満であるなど一定の要件を満たせば、別途、教育訓練支援給付金が支給されます。

◎特定一般教育訓練

- ・特に労働者の速やかな再就職及び早期のキャリア形成に資する教育訓練が対象となります。
- ・受講費用の40%(上限20万円)が訓練修了後に支給されます。

◎一般教育訓練

- ・その他の雇用の安定・就職の促進に資する教育訓練が対象となります。
- ・受講費用の 20% (上限 10 万円) が訓練修了後に支給されます。

講座の種類について、詳しくは以下をご覧ください。

https://www.mhlw.go.jp/content/000822405.pdf

現在指定を受けている講座について

現在、教育訓練給付の対象として厚生労働大臣の指定を受けている講座は、教育訓練講座検索システムで検索できます。

https://www.kyufu.mhlw.go.jp/kensaku/SCM/SCMI0IScr02X/SCMI0IScr02XInit.form

【お問い合わせ先】

株式会社ビッグアビリティ スタフィング企画部 業務推進グループ TEL.0120-63-1069 (月~金9:30~17:30)

以上